

道路上に張り出している
樹木等の適正な管理
について（お願い）

道路上（町道や農道）に、私有地から庭木や生垣、山林の樹木などが張り出している、と、車両や歩行者の通行の妨げになります。

- ・道路の幅を狭める
- ・見通しを悪くする
- ・カーブミラーが見えづらくなる

・樹木が倒れ道路をふさぐ
などが考えられます。

これらが原因で通行人がケガをしたり交通事故が発生した場合、樹木等の所有者が賠償責任に問われることがあります。（民法第七百十七条）

車両や歩行者が安全かつ安心して道路を利用できるよう、樹木等の所有者の方は剪定または伐採を行い、適正に管理していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

施設整備課土木建設班
☎0820（79）1005

ハンセン病元患者の
ご家族に対する
補償金制度について

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づくハンセン病元患者の家族に対する補償金の請求期限が令和11年11月21日まで延長されています。

請求書の提出や請求に関するご相談については、相談窓口にご連絡ください。

厚生労働省補償金相談窓口
☎03・3595・2262
午前10時～午後4時
（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

周防大島町職員措置請求
（住民監査請求）

地方自治法第242条第5項の規定により、令和7年5月20日に提出された周防大島町職員措置請求（町立橘医院歯科の歯科技工物に係る歯科金属の管理に伴って発生した損害を回復するために必要な措置を講じるよう病院事業局

管理者へ勧告すること等を求める住民監査請求）について監査を行い、監査委員の合議（令和7年7月17日通知）により、請求人の主張の一部は理由がないことから棄却、一部は不適法により却下となりました。

監査委員事務局
☎0820（74）1003

危険空家等除去事業
補助金について

町では、住民の生活の安全・安心と良好な住環境の確保を図るため、町内の適正に管理されていない危険な空き家等の除去に対して、解体工事費の一部の補助を行っています。

危険空家の解体をお考えの方は、事前に御相談ください。

対象者
町内に所在する空き家の所有者等
※相続人等の場合は、所有者との関係性を示す書類を添付してください。

対象物件
特定空家等またはこれに準

ずる空家等
※調査員による現地調査により該当の可否を判定します。
補助額等
解体に係る費用の3分の1（最大30万円）

注意事項

補助対象は町内の解体工事業者に依頼した解体工事に限ります。

着工前に申請をお願いいたします。（着工後の申請は受け付けられませんのでご了承ください。）

問い合わせ
空家定住対策課
☎0820（74）1033

ナスバ被害者支援制度
について

自動車事故により重度後遺障害を負った人への介護料の支給

対象

自動車事故によって頭部、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を残し、常時または随時の介護を要する人
種別・金額
・最重度 特I種
99810円～226330円

・常時要介護I種
85390円～177950円
・随時要介護II種
42700円～88980円
※支給額（症状に応じて）
支払い月は、毎年3月、6月、9月および12月の年4回で、各支給月前の3カ月分をまとめて支給いたします。

交通遺児等への生活資金の貸付
対象
自動車事故で死亡または重度の後遺障害を負われた人のお子さま（中学生まで）
貸付金額（いずれも無利子）
・一時金児童1人につき
155000円
・貸付期間中毎月
10000円または20000円
・入学金度金 44000円
貸付期間
貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
返還期間
中学校卒業後1年据え置き、月賦などによる20年以内の均等払いで返還（高校、大学など在学习中は返還猶予）

問い合わせ
（独）自動車事故対策機構
山口支所
☎083・924・5419